

国設日出島鳥獸保護区
日出島特別保護地区

指定計画書（案）

平成 年 月 日

環 境 省

1 特別保護地区の名称

日出島特別保護地区

2 国設鳥獣保護区の設定区分

集団繁殖地

3 特別保護地区の区域

岩手県宮古市崎嶽ヶ崎第18地割字大崎山56番地1から3までの区域。

4 指定理由

当該地は、クロコシジロウミツバメ等海鳥の繁殖地として重要であり、保全を図るため、特別保護地区として指定するものである。

5 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積	8 ha	
内訳		
ア 形態別内訳		
林 野	8 ha	
農耕地	-	
水 面	-	
その他	-	
イ 所有者別内訳		
国有地	-	
地方公共団体有地	-	都道府県有地 - 市町村有地等 - (制限林(保安林))
私有地等	8 ha	
公有水面	-	
ウ 他の法令による規制区域		
自然環境保全法による地域		-
自然公園法による地域 (陸中海岸国立公園)	特別保護地区 特別地域 普通地域	8 ha - -
文化財保護法による地域		8 ha

6 特別保護地区の存続期間

平成14年11月1日から平成34年10月31日まで(20年間)

7 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

当該地域は、岩手県宮古市の北東約5kmの海上に位置し、標高約50m、周囲約4kmの無人島であり、島の周囲は断崖をなしている。

本島の植生は、ミズナラ、ハウチワカエデ、マユミ等の広葉樹林に覆われ、一部アカマツやスギの人工林も見られる。

本島は古くからクロコシジロウミツバメの繁殖地として知られており、その他オオミズナギドリ、コシジロウミツバメ等の海鳥が集団で繁殖している。

本島は全体が陸中海岸国立公園特別保護地区及び「日出島クロコシジロウミツバメ繁殖地」として国の天然記念物(昭和10年12月)に指定されている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

- 【アビ科】 ・アビ
- 【カイツブリ科】 ・アカエリカイツブリ
- 【ミズナギドリ科】 ・オオミズナギドリ
- 【ウミツバメ科】 ・コシジロウミツバメ ・ クロコシジロウミツバメ
- 【ウ科】 ・ウミウ
- 【サギ科】 ・ゴイサギ
- 【カモ科】 ・スズガモ・クロガモ・シノリガモ・ウミアイサ
- 【タカ科】 ・ミサゴ・トビ
- 【ハヤブサ科】 ・ハヤブサ
- 【カモメ科】 ・オオセグロカモメ・ユリカモメ・シロカモメ・ウミネコ・ミツ
ユビカモメ
- 【ウミスズメ科】 ・ウミスズメ
- 【カッコウ科】 ・ツツドリ
- 【アマツバメ科】 ・アマツバメ
- 【ツバメ科】 ・イワツバメ
- 【セキレイ科】 ・ハクセキレイ
- 【ミソサザイ科】 ・ミソサザイ
- 【ツグミ科】 ・イソヒヨドリ・ツグミ
- 【ウグイス科】 ・ウグイス
- 【ヒタキ科】 ・キビタキ
- 【シジュウカラ科】 ・ヤマガラ・シジュウカラ
- 【メジロ科】 ・メジロ
- 【アトリ科】 ・アトリ・カワラヒワ・ハギマシコ
- 【カラス科】 ・ハシボソガラス・ハシブトガラス

イ 獣類

なし

- ・ 印は当地域で一般的に見られる鳥獣
- ・ アンダーラインは鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第12条第1項第2号の規定により環境大臣がその保護繁殖を特に図ることが必要として定めた鳥獣（平成12年2月16日環境庁告示第6号）及び天然記念物に指定された鳥獣

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

なし

8 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第8条ノ8第9項の規定による補償に関する事項

なし

9 特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

特別保護地区用制札	1	本
案内板	-	
給水器	-	
給餌台	-	
巣箱	-	
その他	-	